

生涯発達教育支援 heartfelt station

りんく・りんく京都

会 則

生涯発達教育支援「heartful station りんく・りんく京都」会則

<名 称>

第1条

本会は、生涯発達教育支援 heartful station りんく・りんく京都（以下「りんく・りんく京都」）と称します。

<事務所>

第2条

本会は、事務所を代表宅に置きます。

<目 的>

第3条

本会は、生涯発達教育支援を目的とします。

年齢、障がいのあるなしにかかわらず、アート全般を介した様々な表現方法で自己表現し、言葉で表しにくい、自分の表現したいことを表すことによるこころの解放を目指し、仲間を作る、自分の居場所を作ることによって、安定した気持ちで日常生活が送れるように援助します。

<活 動>

第4条

本会は、次の活動を行います。

- 1、 定期的にアートセラピー、アートカウンセリングを開催します。
- 2、 本会の活動理念の普及と社会への啓蒙、啓発を行います。
- 3、 障がい児・者の余暇活動、居場所作り支援とその家族の支援をします。
- 4、 生きづらさを感じる人の居場所作り支援をします。
- 5、 会員相互の交流をはかります。
- 6、 諸団体との交流、連携をしていきます。
- 7、 その他、本会の目的を達成するのに必要な活動をします。

<会 員>

第5条

本会の会員は、アートによって自己表現することにより自由に表現することの喜びを分かち合うという趣旨に賛同する障がいを持つ、持たない関係なくその活動を支える協力者です。

- 1、 入会条件を満たした会員と家族会員（会員の家族）によって構成します。
- 2、 会員同士がお互いに助け合い、本会の目的を達成するために活動します。
- 3、 会員は次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失します。
 - 1) 退会届を出したとき。
 - 2) 本人が死亡、又は失踪宣告を受けたとき、および団体が解散した場合。
 - 3) 会則に違反したとき、および会の名誉を傷つけ、又は目的に反した活動をしたとき。
 - 4) 該当年度の6月30日までに年会費の支払いが無いとき。
 - 5) 該当月の2ヵ月後まで月会費の支払いが無いとき。

<入会条件>

第6条

本会の趣旨に賛同する人で、以下の事項を守ることを条件とします。

- 1、 本会の活動を実践できること。
- 2、 会員に対し不必要な中傷をしたり、暴力的な行為はしないこと。
- 3、 特定の宗教や政治的思想を持ち込み、会員に強制や勧誘をしないこと。
- 4、 本会の名称を使用して営利活動をしないこと。
- 5、 会の中で個人の物品販売はしないこと。
- 6、 いかなる事情があっても、迷惑な行為は慎むこと。
- 7、 その他、本会の秩序を乱す行為は行わないこと。

入会希望者の状況によってはセラピーワークの一部ができないことがあることを了承していただくことにしています。

<退会手続き>

第7条

会員は、「退会届」を事務局に提出することによって、任意に退会することができます。

<会費>

第8条

会員は、次に定める会費を納入しなければなりません。

尚、いったん納入した会費はいかなる理由いかににかかわらず返還しないものとします。

- 1、 個人会員 3,000円
- 2、 協力会員 1,000円（1口）
- 3、 協賛会員 10,000円（1口：協賛会員とは企業・法人・団体会員のことを指します。）

<組織>

第9条

本会は会の活動のために次のスタッフを置きます。

代表	1名
アートセラピスト	1名
会計	1名
スタッフ	数名
ボランティア	数名

<スタッフの職務>

第10条

本会スタッフの職務は次のとおりとします。

- 1、 代表は本会を代表し、会務を総括します。会員の入会許可、会員からの相談、関係機関やボランティアとの調整を行い運営管理を総括します。
- 2、 アートセラピストは会員の相談、関係機関やボランティアとの調整を行い、会員への適切なセラピーを提供します。
- 3、 スタッフは活動の企画、渉外、連絡、庶務、会員管理などに関する事務および、会のワークショップなどの活動支援を行います。

<会計>

第11条

この会の運営に必要な経費は、会費・助成金・その他をもって充てます。

但し、活動の性格により参加会員より臨時徴収することがあります。

<会計年度>

第12条

本会の会議は、全体会と、臨時会とします。

<会議の構成>

第13条

会議の構成は次のとおりとします。

- 1、 全体会は、会員を持って構成します。
- 2、 運営スタッフ会議は第9条のスタッフと会員の代表とで構成します。
希望すれば、各活動の企画・準備・運営に協力できる会員は出席することができます。

<全体会の決定事項>

第14条

次の事項については全体会に提出してその承認を受けなければならないこととします。

- 1、 会則および諸規定の変更。

- 2、 活動計画および収支予算案。
- 3、 活動報告および収支決算報告。
- 4、 本会の解散。

<運営スタッフ会議の審議事項>

第15条

- 1、 全体会の議決した事項の執行に関する事。
- 2、 全体会に付議する事項。
- 3、 その他、全体会の議決を必要としない事項の執行に関する事。
- 4、 社会への啓蒙、啓発活動などの取り組みに関する事。
- 5、 各活動の企画・準備・運営に関する事。

<開 催>

第16条

全体会は毎年1回開催します。

代表は必要に応じて、臨時会を開催することができます。また、運営スタッフ会議において必要と認められた場合は、代表は速やかに臨時会を開催しなければなりません。

<召 集>

第17条

全体会は代表が召集します。

<定足数>

第18条

全体会は会員の全体数過半数出席（委任状を含む）が無ければ成立しません。

<議 決>

第19条

全体会の議決は、その全体会において、出席の過半数をもって決めます。

可否同数の場合は、議長がこれを決めます。

<委 任>

第20条

やむを得ない理由で全体会に出席できない会員は、委任状によって他の会員に議決権を委任することができます。

<全体会議長>

第21条

議長は代表が出席した会員から指名します。

<免責事項>

第22条

本会会員のワーク中および、施設内または自宅から施設間の往復の事故、怪我などに対して本会は責任を負わないものとします。

<保 険>

第23条

個人の傷害保険などの加入をお勧めします。事故が起きた場合、保険請求手続きは本人またはその保護者が行います。

<その他>

第24条

- 1、 グループ活動の際は、お互いの秩序を守り、他人に迷惑をかけること。
- 2、 本会則に定めのない事項については運営スタッフ会議において審議し、決めることとします。